

平成24年6月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成24年6月27日（水）午後4時00分
- 2 閉 会 平成24年6月27日（水）午後6時30分

◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項
議案第13号 三木歴史・美術の杜構想の策定について

議案第14号 第2次三木市立図書館活性化構想の策定について
- 4 その他
(1) 報告事項
- 5 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見	俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島	慶 子
	3番	教 育 委 員	稻 見	秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口	徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
事務局		教 育 部 長	椿 原	豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水	正 則
		教 育 環 境 整 備 課 長	井 上	博 務
		学 校 教 育 課 長	古 谷	昭 文
		文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	松 村	正 和
		教 育 セ ン タ ー 所 長	梶 本	佳 照
		図 書 館 長	告 野	幹 也

教育総務課課長補佐
教育総務課主任

石 田 寛
荒 池 名 月

傍 聴 者 2 人

◇ 会議内容

協議の結果、里見委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

1 開 会

里見委員長が、平成24年6月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、松本教育長と水島委員長職務代行者を指名した。

3 審議事項

里見委員長が、審議の前に本日の臨時会開催に至った経緯及び議題である各構想の策定にあたって前提となる事項について、松本教育長に説明を求めた。

(事務局) 三木歴史・美術の杜構想及び第2次三木市立図書館活性化構想の策定にあたっては、これまでから協議を重ねてきた。本日、提案する各構想はパブリックコメント及び市内全10地区において開催した住民説明会における意見を反映し、市長部局と最終調整を行ったものである。なお、膨大な資料とともに提案するものであり、十分な議論のための時間を確保するため、臨時会の開催をお願いした。

(委員) 構想の推進には、予算が伴わなければならない。予算調整権を持つ市長部局との調整においては、その確認と了解は取れているのか。

(事務局) 市長部局との協議は、すべて終わっている。三木城址と

その付城は歴史的・文化的な価値があり、三木のみならず全国的にも重要な遺跡である。それを全国に誇れる文化財として、国の文化財指定を受け、三木市の活性化と誇りづくりに活用できる千載一隅のチャンスであると考えている。

(委員) 文化財として国指定となる見込みはどうか。

(事務局) 極めて高いと考えている。

(委員) 構想における新設図書館は、事業費4億2千万円、建築面積1250㎡となっているが、現在の図書館と比較して機能が低下することはないのか。

(事務局) 現在の図書館は、一階に開架図書を備えており、1㎡あたり130冊と過密状態である。2階、3階は高齢者等の利用には不便である。新設図書館の開架部分は、ワンフロアの計画であり、最終的な蔵書計画から逆算して、1㎡あたり100冊の図書を備えるゆとりのある計画としており、機能が低下することはない。

【議案第13号】三木歴史・美術の杜構想の策定について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

前回の定例教育委員会後の主な修正箇所について説明する。まず、「三木らしさ」の注釈として、「先人から受け継いできた三木独自の文化や歴史」を追加した。おみやげ茶屋を三木城内につくるという記述については、史跡の区域内では建築することができないため、誤解を招くことから「城下まちゾーン」に修正するとともに、三木城、付城に址(跡)を付ける。また、市民の憩いの場の創出における(仮称)歴史資料館の整備の記述において、金物の歴史を含める。

(委員) 市長部局との調整内容について説明を願いたい。

(事務局) 構想の策定は、教育委員会の考えとしているが、予算の調整権や条例提案等については、市長部局が行うことになることか

ら、市長部局との十分な調整を経て、この構想を整理した。

まず、構想策定の主旨については、平成12年度から平成18年度まで三木市議会に「上の丸城址整備特別委員会」が設置され、その決定により、教育委員会が中心となり議論を進めてきたものである。

今後の城下町の街並み整備については、景観形成条例を制定し進めていく手法もあるが、現在は、地域住民の自主的な取組である「三木歴史街道まち並み景観ガイドライン」による街並みの保存が図られている。

また、現在の美術館や金物資料館は、施設の老朽化に合わせて移転を考えている。例えば、新設する図書館と併せて、上下水道部周辺に「文化ゾーン」として移転することを考えている。

市長部局と十分な協議の結果、文化遺産を守り後世に残すことは、行政の重要な責務である。費用対効果だけでこの構想の是非を判断することはできない。文化遺産を守ることについては教育委員会が担い、その事業費は、この構想の策定により市長部局との調整の結果、担保されたと考えている。

(委員) 歴史資料館を拠点として、観光に来られた方に対しては、適切な施設となることを念頭に整備しなければならない。

(委員) 「三木らしさ」という言葉は大変抽象的であり、また、流動的なものでもある。「三木らしさ」を過去についてのみ論じた場合、今後、新しいパーソナリティやアイデンティティが生まれてきた時、「三木らしさ」が違ふとの議論になる可能性がある。過去を振り返っただけの「三木らしさ」を規定するのではなく、将来における新たな「三木らしさ」の創造があっても良いのではないか。

(委員) 大変重要な指摘だ。まず、歴史資料館については、施設を拠点にする必要があると言いながら、一方では、文化庁の考えでは移転させなければならない。また、「三木らしさ」については、先人から受け継いできた三木独自の文化や歴史という過去のもののだけの定義でいいのかどうか。

(事務局) 文化庁は撤去の方針である。県も撤去の方針にかわりはないが、施設によっては使用に耐える期間は、活用してもいいのではないかと考えている。

従って、耐用年数が経過し、撤去した後においては、史跡の中で新たなものを再建築することはできない。

(委員) 歴史資料館は、この計画においては大変、重要な関連施設であるのにもかかわらず、なぜ、撤去する必要があるのか。

また、なぜ、耐用年数経過後、再建築できないのか。我々を含め、一般市民には、その明確な理由がわからない。

(事務局) 指定後は国の史跡となるため、史実に基づかないものは残せない。しかし、歴史資料館は市内外に情報発信する拠点施設として非常に重要な役割を担っていることから、当面は、現在の計画で、施設を活用することについての理解は文化庁から得ている。

里見委員長が、議案第13号の採決について、「三木らしさ」について、注記の一部修正を教育長に一任することを諮り、全員一致で可決された。

【議案第14号】第2次三木市立図書館活性化構想の策定について

○ 告野図書館長が次のように説明した。

字句の修正として、「新築」及び「新設」を全て「新設」に統一した。添付資料を資料編に変更し、資料編中のグラフについて単位を記入した。引き続き「パブリックコメント及び地区説明会の概要及び対応」並びに構想の修正内容について説明した。

(事務局) パブリックコメントの意見で、図書館、歴史資料館、市民活動センターの一体的な整備をすべきだとあるが、市長部局と調整の結果、過大な投資はしない予定である。また、指定管理者制度の導入については、図書館の管理運営は行政が担うべきものであると考えている。

(委員) 図書館運営における指定管理者制度の導入には、個人情報の

保護など、様々な問題がある。しかし、質の高い行政サービスを提供するためには、今後の大きな課題でもあることから、導入の予定については、現時点では予定していないと整理する必要があるのではないか。

(事務局) 図書館運営における指定管理者制度の導入については、メリットとデメリットがあるが、過去に検討した結果、導入しないということになっている。

(委員) 指定管理者制度を導入しない理由を説明するためには、そのメリットとデメリットを示す必要がある。説明責任を果たすため、なぜ、指定管理者制度を導入しないのか、その理由を明確にする必要がある。

(事務局) 三木市立図書館の休館日は、月に1回で近隣図書館と比べて少ない。また、職員数は、職員一人当たりの貸出冊数が県下では極めて高く、非常に効率的な運営をしている。

(委員) 基本計画の策定は、(仮称)三木市立中央図書館建設検討委員会が策定するのか。

(事務局) 新築の基本計画(案)を(仮称)三木市立中央図書館建設検討委員会から提案していただき、教育委員会が決定することになる。

(委員) スケジュールでは、国の文化財指定よりも、基本計画の策定や実施設計の方が先行している。国の文化財指定が予定より延伸した場合のリスクについては、どう考えているのか。

(事務局) 7月末には、文化庁に対して文化財指定に向けた意見具申をすることで、既に調整が終わっている。従って、平成24年1月には、国の文化財指定を受けることができる可能性は極めて高く、リスクは全くゼロではないが大丈夫だと考えている。

(委員) 基本計画を策定するうえで、いろいろな方の意見を聞く必要

があるが、専門家の意見を聞くのも大切だが、「本屋大賞」等が注目されていることに鑑み、民間書店に勤める店員などの意見も参考にすれば良いと思う。

里見委員長が、議案第14号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

4 その他

(1) 報告事項

議案第9号「三木市教育委員会事務委任規則の一部を改正規則」の一部修正について

○ 清水教育総務課長が次のように説明した。

6月20日の定例教育委員会に提出した議案で、一部を修正することについて、教育長に一任することにより、全員一致で可決されたみだしの議案について、下記のとおり修正したので報告する。

第2条第5号について「法27条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること」中から「法27条に規定する」を削除する。

次に第2条第14号について「教育長の任免その他教育委員の人事及び服務に関すること」について全文を削除し、以降の号を1つずつ繰り上げる

訓令の廃止方法について、規則の附則で廃止するのは規則であり、訓令について規則の附則で廃止することは一般的ではないということから、訓令を廃止する訓令を制定することとした。

5 閉 会

里見委員長が、平成24年6月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。